

令和 4 年 1 月 2 8 日  
教育総務課

## 令和 3 年第 4 回調布市議会定例会について（報告）

1 会期 1 1 月 3 0 日～1 2 月 1 6 日までの 1 7 日間

2 市長提出議案・市長報告 2 2 件（うち教育部関連 2 件）  
一人事案件は同意，その他は可決

案件名	概要
議案第 7 5 号 調布市教育委員会委員の任命について	奈尾 力氏を同意 (任期：令和 3 年 1 2 月 1 8 日～令和 7 年 1 2 月 1 7 日)
議案第 7 9 号 令和 3 年度調布市一般会計補正予算（第 6 号）	○教育部所管分 2526 万円 ○内訳 ・教員用タブレットの購入にかかる設定委託 653 万 7000 円 ・教員用タブレットの購入 1193 万 3000 円 ・新型コロナウイルス感染症に伴う指定管理者への対応 (八ヶ岳少年自然の家) 679 万円

3 陳情 2 件（教育部関連なし）

4 一般質問 1 8 人（うち，教育部関連 4 人）

○古川 陽菜 議員（次世代・調布）

質問 要旨	1 成年年齢の引き下げについて (1) 若者への消費者教育について ウ 学校における教育について ・18, 19歳の若者をねらった詐欺などが増えるのではないかと。そのため、18, 19歳からの教育ではなく、小・中学校から学習していく必要があるのではないかと。 ①お金や社会の仕組み、クレジットカード、契約、法律などについての教育を小中学校から行うことも重要である。教育委員会として、どのように考えているのか。
答弁 概要	(教育部長答弁) ①令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が現在の 20 歳から 18 歳に引き下げられ、18 歳から単独で有効な契約を締結することができるようになります。 そのため、18 歳までに契約に関する基本的事項を理解するとともに、自ら主体的に判断し、

	<p>責任を持って行動できる力を身に付ける必要があります。また、若年者における消費者被害の防止・救済のため、義務教育段階から発達の段階に応じて、消費者教育の充実を図ることが重要であると認識しております。</p> <p>現在、各小・中学校においては、学習指導要領に基づき、家庭科や社会科等の教科を中心に、消費者教育を実施しております。具体的には、小学校の家庭科では、買物の仕組みや売買契約の基礎について、社会科では、社会生活を営む上で大切な法律や決まりごとについての学習を行っています。また、中学校の技術・家庭科の家庭分野では、クレジット等の三者間契約及び消費者被害の背景とその対応について、社会科の公民的分野では、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任等についての学習を行っており、系統的かつ教科横断的な視点から工夫を凝らして消費者教育を展開しております。</p> <p>引き続き、学習指導要領に基づいた消費者教育の充実に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携した取組を通して、児童・生徒一人一人が自立した消費者となるよう、育成して参ります。</p>
<p>質問 要旨</p>	<p>2 学校の施設整備について</p> <p>(1) 若葉小学校・第四中学校の整備について</p> <p>ア 一体化整備について</p> <p>① 若葉小・第四中の一体化整備におけるメリット・デメリット及びデメリットへの対策についてどのように考えているのか</p> <p>② 若葉分館の施設複合化も含めた施設整備のため、地域に開かれた施設という良いイメージがある一方で、図書館の利用者である一般市民の出入りが発生するため、防犯上の安全対策が課題となる。</p> <p>③ 従前のおり小学校単体であれば、6年生が最高学年となり、低学年のお手本となるような自覚が自然と芽生えてくるように思うが、中学校の生徒が同じ施設の中で生活することによって、上の学年として中学生がいるので、自覚が芽生えにくくなるのではないかと</p> <p>イ 工事中の影響について</p> <p>④ 工事期間中、グラウンドが狭くなることによる影響は？</p> <p>⑤ 安全対策や騒音対策など、子供や地域への影響は？</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(教育長答弁)</p> <p>若葉小学校と第四中学校の一体的な施設整備における基本的な考え方についてお答えいたします。</p> <p>この度の、若葉小学校と第四中学校の一体的な施設整備を進めるに当たり、教育委員会では、本年6月に調布市立若葉小学校・第四中学校施設整備検討委員会を設置しました。</p> <p>本検討委員会では、教育委員会が策定した調布市立若葉小学校・第四中学校及び図書館若葉分館施設整備に関わる基本方針に基づき、現在、基本構想の策定を進めているところです。</p> <p>本施設整備は、小学校と中学校を統合し、新たに小中一貫校としての施設を整備するものではなく、中学校の敷地内に小学校を併設する施設整備となります。施設の形態は、小学校と中学校が</p>

一体化する特徴があるため、このことを生かした特色ある学校づくりを進めて参りたいと考えています。

①具体的には、小学生と中学生の交流活動や一緒に学習する機会を設けたり、小学校と中学校の教員が相互に乗り入れて指導を行ったりするなど、小学校と中学校がより一層連携する教育活動が考えられ、このことにより、小学生が抱える中学校進学時の不安を和らげる効果が期待されます。

また、今後の教育の在り方を見据えて、子どもたち一人一人の学習状況や興味・関心に応じた学びのほか、子どもたちが話し合い、協力し合いながら相互に高め合う学びが実現できるよう、学校施設の整備を進めて参ります。

③さらに、小・中学校の一体的な整備は、異なる学年間の交流等による学習及び生活指導上の効果も期待できるとともに、効率的な施設利用が可能になると考えています。こうした利点を生かし、小学校1年生から中学校3年生まで、学年や学校の区切りを越え、学校行事等の様々な活動を通して、異なる学年間の交流の促進につながる教育環境の中で、小学校6年生に対しては、これまでどおり、下級生の世話役や学校行事におけるリーダーとしての活動を通じて、最高学年としての自覚と誇りを育む教育活動を展開して参ります。

(教育部長答弁)

若葉小学校・第四中学校の施設整備について、お答えいたします。

①小・中学校の一体化に伴う課題として、小学校と中学校で時間割1コマ当たりの授業時間が異なるため、チャイムの運用方法に課題があると考えており、施設の運用面について、学校現場も含め今後協議を進めていく必要があると認識しています。

②また、本事業では、図書館若葉分館の集約化も含まれることから、防犯対策として、図書館を利用する一般市民の動線と、学校における児童・生徒等の動線を分離する必要がある、このことについては、施設整備検討委員会においても多面的な議論を進めております。

④⑤次に、工事中の影響についてです。

若葉小学校においては、学区域内の未就学児の人口がさらに増加した場合には、再び仮設校舎の建築を視野に入れる必要があります。

また、新たに整備する校舎は、第四中学校の校庭に建築し、工事の実施は、令和7年度及び8年度を予定しています。そのため、この期間は、第四中学校の校庭面積が大幅に縮小することとなり、体育などの授業や学校行事への影響が想定されています。

とりわけ、令和8年度は、工事の進捗に伴い、自校で体育祭が実施できなくなることが見込まれるため、必要に応じて、他校の校庭を借用する等の対応が必要であると考えています。

工事期間中の対策を検討する上で、事業スキームに関する内容として、一般的な施設整備の場合は、設計者が作成した設計図書に基づき、工事事業者が施工する設計・施工分離型となり、工事事業者の意見は設計に反映されません。

しかし、本事業では、PFI事業のスキームを用いた設計・施工一括方式による施設整備を検

	<p>討しており、設計の初期段階から工事業者の意見を反映させることができ、工事期間中における児童・生徒や近隣住民への安全対策等について、多角的に検討を進めることが可能となります。</p> <p>こうしたことを踏まえ、計画の初期段階から、工事期間中における児童・生徒の安全を最優先としながら、学校運営への影響を最小限に抑えるとともに、近隣住民の生活環境への影響にも配慮した施設整備について、引き続き、協議・検討を重ねて参ります。</p>
質問要旨	<p>(2) 将来の展望について</p> <p>① 学校施設全般に関して、将来を見据えて、どのような施設整備を進めて行く考えなのか？</p> <p>② 現在も校舎の増築を実施している学校があるが、将来的には児童・生徒数は減少に転じ、空き教室が発生することとなるので、そこを踏まえてどのように考えているのか</p>
答弁概要	<p>(教育部長答弁)</p> <p>学校施設整備の将来の展望についてお答えいたします。</p> <p>①②市立小・中学校の児童生徒数は、今後も当面の間は、増加することを見込んでおります。加えて、法改正により、公立小学校の学級編制標準が令和7年度までに、40人から35人へ段階的に引き下げられることとなっています。</p> <p>そのため、学級数の増加に伴う不足教室対策が課題となっています。このことへの対応として、既存の校舎の改修による教室確保に加え、状況次第では、増築による対応が必要になることも見込まれます。</p> <p>他方、将来的には、調布市においても児童生徒数が減少に転じることを見込んでおり、このことに伴い、教室に余裕が生じてくることも想定しています。そのため、校舎については、学童クラブでの活用のほか、地域コミュニティの拠点や生涯学習の場としての活用を視野に多角的な検討を行うことが必要であると認識しています。</p> <p>このため、今後、校舎増築に当たっては、児童生徒数の減少に対応し、将来的に普通教室を他の用途に転用できることを視野に入れ、間仕切り壁を改修が容易にできる構造にするなど、整備手法についても多角的に検討を行って参ります。</p>

○宮本 和実 議員（チャレンジ調布21）

質問要旨	<p>1 増加傾向にある不登校児童・生徒について</p> <p>(1)現状認識について</p> <p>① 増加傾向にある不登校児童・生徒について、教育委員会としてはどのように受け止めているのか。また、市としての不登校児童・生徒が増えているという現状に対する見解を伺いたい。</p>
答弁概要	<p>(教育長答弁)</p> <p>私からは、不登校児童・生徒への支援について総括的にお答えいたします。</p> <p>①不登校児童・生徒への支援については、令和元年10月に文部科学省から、不登校の児童・</p>

生徒が学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると示されました。

そうした中で、昨年度において新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う臨時休業が明けた後、子どもたちが友達と会えることの喜びと、一緒に学ぶことの期待を胸に、笑顔で登校する姿を目の当たりにし、やはり子どもたちにとって学校は、友達と直接関わり合いながら共に学び、共に成長していく貴重な場であると改めて痛感いたしました。教育委員会としても、全ての児童・生徒に活躍の場と互いに認め合う機会を与え、安心して学校生活を送れる魅力ある学校づくりを進めていくことは、重要な責務であると認識しております。

しかしながら、本市においては、不登校児童・生徒の出現率が、依然として高い水準で推移しており、特に、令和2年度は、小学校では全児童の1.06パーセントの119人、中学校では全生徒の4.05パーセントの171人となり、いずれも前年度に比べて増加している状況です。

学校においては、不登校を問題行動としてではなく、誰にでも起こり得ることとして捉え、児童・生徒一人一人への理解を深めるとともに、個々の状況に応じて必要な支援策を講じることが重要であると考えております。さらに、児童・生徒によっては、不登校の期間が休養や自分を見つめ直す機会となる一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会とのつながりの希薄化等につながらないように、支援を行う必要があります。

現在、教育委員会では、児童・生徒が不登校となった要因を的確に把握すること、学校や家庭、関係機関が情報共有し、組織的・計画的に個々の児童・生徒に応じたきめ細かな支援を行うこと、また、学校復帰ができない児童・生徒に対しても、進路の選択肢を広げる支援を行うこと等について、学校に対して指導・助言を行っております。

引き続き、個々の実態に応じた支援の充実に努めるとともに、不登校となった児童・生徒への事後的な対応だけでなく、児童・生徒が不登校にならず、楽しく元気に通える、魅力ある学校づくりを目指した取組を推進して参ります。

(教育長答弁)

私からは、不登校の現状認識と対策についてお答えいたします。

①はじめに、不登校の現状についてです。近年、市立小・中学校の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、特に小学校ではここ数年、新たに不登校となる児童の増加が続いていることから、これまで教育委員会が重点を置いてきた不登校状態にある児童・生徒への支援だけでは、不登校児童・生徒数の減少にはつながらないと捉えております。

そのため、児童・生徒にとって学校に通うことが楽しいと思える魅力ある学校づくりを通じて、不登校を未然に防止するための取組を進めることが重要であると考えております。

また、不登校になる要因としては、学校での人間関係や学業・進路に対する不安、家庭環境の急激な変化、本人の生活の乱れ等、様々なものが考えられ、それらが複雑に関係し合っているものと認識しております。

不登校児童・生徒への支援を開始するに当たっては、不登校を一括りに捉えて対応するのでは

	なく、一人一人の児童・生徒の状態を理解したうえで分析を行い、それぞれのニーズや状況を踏まえ、柔軟かつ多様な支援を行う必要があると考えております。
質問 要旨	<p>(2) 対策について</p> <p>② 不登校対策には、教員の資質向上と、人的配置によるサポート体制整備のための予算確保が必要であるとする。教育委員会としての不登校対策について見解を伺いたい。</p> <p>※人的支援を行うことは予算がかかることは承知している。この対策について教育長と市長の考えを伺いたい。</p>
答弁 概要	<p>(教育部長答弁)</p> <p>②次に、不登校対策についてです。これまで教育委員会は、不登校の状態にある児童・生徒への支援として、訪問型の個別支援であるメンタルフレンドや教育会館での集団活動であるテラコヤスイッチといった東京学芸大学と連携した不登校プロジェクトを推進しているほか、適応指導教室「太陽の子」の充実や分教室型不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の設置等により、体制の拡充を進めて参りました。また、学校では、不登校の兆候が見られる児童・生徒に対して、家庭訪問による状況把握のほか、サポートルームの設置や、地域の人材を活用することにより、個別の支援を行っております。</p> <p>このように、個々の状況に応じた多様な支援体制を整備し、段階的に学校や社会と関わりを持ち、次の支援につなげていくことに重点を置きながら取り組んでおります。</p> <p>これらの不登校の状態にある児童・生徒への支援の充実を図る一方で、教育委員会は、令和2年度から国の指定を受け、不登校を未然に防止するための取組として魅力ある学校づくり調査研究事業を進めております。具体的には、市立小・中学校全校において、児童・生徒が安心して生活できるよう、教職員が取り組む居場所づくりと、児童・生徒自身が、日々の授業や行事等を通して、全員が活躍し、互いが認められる場や機会をつくっていく絆づくりを意識した取組を行っております。</p> <p>また、教育委員会は、学校からの要請を待つのではなく、積極的に児童・生徒の状況を把握し、働き掛ける体制も必要であると考えております。</p> <p>そこで、学校からの要請がない場合であっても、随時、指導主事や教育支援コーディネーターの学校訪問にスクールソーシャルワーカーが同行し、配慮が必要な児童・生徒の状況を教職員やスクールカウンセラーから聞き取る等、心理的ケアや福祉的な支援の視点においても積極的に児童・生徒に寄り添った、きめ細かな対応を行っております。</p> <p>さらに、教育委員会としては、今年1月に導入した一人一台のモバイル端末を活用し、不登校の兆候が見られる初期の段階から、授業や面談をオンラインで実施することで、学校と関わりを持っているという安心感を与え、学習や生活への不安を取り除き、登校につなげていく取組も進めていきたいと考えております。</p> <p>なお、次年度に向けて、教員経験者や心理職、スクールソーシャルワーカー等の人的配置の充実、さらに、児童・生徒の自宅又は自宅の近くで教科学習や教育</p>

	<p>相談を行う訪問型の支援も検討しております。</p> <p>また、人的支援に加えて、教育活動の質そのものを向上させる必要があると考えており、今年度、その取組の一つとして、小中連携教育在り方検討委員会を立ち上げ、不登校をはじめとした、いわゆる中1ギャップへの対応等について協議・検討を始めております。本検討委員会では、小中連携教育において、これまで実施してきた取組を整理するとともに、小中連携教育の特色を生かした、今後の展開についても検討して参ります。</p> <p>これらの不登校を未然に防止するための取組や不登校の児童・生徒への対応には、教職員が個々の児童・生徒の状態を正確に理解することはもとより、不登校に対する認識や集団を統率する能力、個々の児童・生徒に対する対応力、授業が分かりやすく楽しいと実感させる指導力等、教職員の資質・能力向上が不可欠です。</p> <p>そこで、教育委員会は、若手教員育成研修や指導訪問において、不登校についての理解促進や未然防止の取組の充実のほか、一人一人の児童・生徒の状況に応じた対応力の向上や児童・生徒が主体的に学ぶための授業改善について指導・助言を行ってきております。また、不登校に係る支援委員会を設置し、魅力ある学校づくりに向けて講師を招聘した研修や東京学芸大学と連携した不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援の検討等を行う研修を実施しております。</p> <p>引き続き、教育委員会は、教職員の資質・能力の向上に向けた計画的な人材育成に努めるとともに、組織的な対応を進めるため、必要な支援を行うことができるよう、不登校の児童・生徒に関する対応の充実に取り組んで参ります。</p>
--	---

○大野 祐司 議員（自由民主党）

質問 要旨	<p>1 下布田遺跡について</p> <p>(1) 史跡下布田遺跡整備基本計画について</p> <p>①現在の下布田遺跡遺跡の状況</p> <p>②当面の対策</p> <p>③下布田遺跡整備基本計画について</p> <p>④遺跡の価値を上げる方策について</p>
答弁 概要	<p>(教育長答弁)</p> <p>私からは、史跡下布田遺跡整備基本計画の策定に関する基本的な考え方についてお答えいたします。</p> <p>教育委員会は、現行の調布市教育プランに「地域ゆかりの文化の保存と継承」を位置づけ、史跡や文化財の保全に努めるとともに、それらの積極的な活用・公開を通じて、地域ゆかりの歴史・文化・伝統を後世に伝えることとしています。</p> <p>市内には65箇所の遺跡があり、下布田遺跡は、縄文文化から弥生文化へ移行する縄文時代晩</p>

期の重要遺跡として評価され、昭和62年5月に国史跡の指定を受けました。下布田遺跡では、墓跡や子孫繁栄を願ったと思われる遺構のほか、多くの縄文土器や石製の矢尻、国指定重要文化財となった土製耳飾等が出土しています。

教育委員会は、平成30年度に下布田遺跡を適切に保存し、次世代に継承していくための基本指針として史跡下布田遺跡保存活用計画を策定し、下布田遺跡の保存と活用に向けた取組を進めて参りました。また、令和2年度には、下布田遺跡をふるさと調布への愛着を育む史跡公園として開園することを目指し、下布田遺跡整備基本計画を策定しております。

本基本計画では、整備に関する5つの基本方針として「史跡の確実な保存」「縄文時代の生活技術と精神世界の表現」「自然環境を活かした憩いの空間」「来園者の利便性向上と体験型活動の充実」「市民参加による管理運営体制づくり」を掲げ、整備テーマである「みんなで育む・感じる・発見する縄文のふるさと」の実現を目指すこととしています。

このような基本計画を踏まえ、貴重な縄文文化の遺産を次世代に継承するため、史跡の公有化を進めるとともに、ふるさと調布への愛着を育む取組として参ります。また、市民参加の手法を用いた史跡の保護、整備、活用の取組を通じて、令和9年度中の史跡公園の開園を目指して参ります。

(教育部長答弁)

①②初めに、現在の下布田遺跡の状況と当面の対策についてです。

下布田遺跡は、住宅街における自然豊かな緑地となっており、近隣住民からは「へび山」という愛称で呼ばれ、散策や憩いの場として親しまれています。現在、史跡は閉鎖管理を行っておりませんが、過去に史跡内を無断で掘削されたことがあるため、教育委員会は、史跡であることを表示する史跡標柱や説明板だけでなく、無断掘削及び遺物の採集や、き損行為、不法投棄を禁止する看板を設置するとともに、調布市遺跡調査会と連携しながら見回りを行っています。

また、史跡の指定範囲は、約1万2000平方メートルと広大であることから、例年、史跡内の環境保全のため、専門業者による除草及び樹木剪定のほか、草木の成長が著しい雨期から夏場にかけては、環境部と連携して除草作業を行っています。

今後も、史跡内の環境保全の観点から、適切な管理を継続するとともに、防犯上の観点からも、引き続き、関係部署等との連携を図りながら、適切な対応を検討、実施して参ります。

③次に、史跡下布田遺跡整備基本計画の策定及び進捗についてです。

下布田遺跡は、昭和62年に国指定史跡の指定を受けた後、平成8年度から国庫補助事業として史跡の公有化事業を開始したものの、用地買収交渉の難航や、文化庁の依頼による過去の調査の再検証等、長年の経過を経て、平成30年度の史跡下布田遺跡保存活用計画の策定、令和2年度の史跡下布田遺跡整備基本

	<p>計画の策定に至りました。</p> <p>現在、史跡の公有化率が93.35パーセントであること、また、史跡内には、調布市道路網計画で計画検討路線に位置づけられている都市計画道路3・4・26号多摩川三鷹線を有していることから、整備基本計画では、対象範囲を分け、段階的に整備を行っていくこととしています。</p> <p>今後、基本計画策定委員会を受け継ぐ形で、有識者や地域住民、庁内関係部署の職員で構成する「(仮称)史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会」を立ち上げ、史跡の位置づけや今後の管理・運営体制など、今後の活用を含めた検討を進めて参ります。</p> <p>④次に、史跡の価値を上げる方策についてです。</p> <p>議員御質問のPark-PFIは、自治体における財政負担の軽減とともに、民間事業者の発想やサービスの充実によって公園の魅力向上が期待され、史跡公園で活用されている事例があると認識しておりますが、その規模や用途地域も様々であるため、全国的な活用事例の調査や成果の検証が必要であると考えております。</p> <p>また、Park-PFIのみならず、民間活力の活用については、史跡の確実な保存と活用、広大な自然環境の維持管理、来訪者の利便性向上と体験型活動の充実、市民参加の手法を用いた管理運営体制づくり等、多角的な視点から検討を進める必要があると認識しており、今後、「(仮称)史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会」における議論を深めながら、検討して参ります。</p> <p>最後に、史跡近くの土地購入については、活用目的や費用対効果、財源確保等の様々な課題整理が必要と考えており、引き続き、関係部署と連携を図りながら検討して参ります。</p>
<p>質問 要旨</p>	<p>2 郷土博物館について</p> <p>(1) 郷土博物館の今後について</p> <p>① 特別収蔵庫を水害から守る対策について</p> <p>② 郷土博物館の移転について</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(教育部長答弁)</p> <p>①初めに、特別収蔵庫において保存する資料等を水害から守る対策についてです。</p> <p>郷土博物館は、昭和30年代の都市化の進展に伴い、従来の生活様式が失われていくことを憂慮する多くの市民の熱意に支えられ、昭和49年11月に開館しました。当時は、博物館としてふさわしい静かな立地への建設が構想され、現在地での建設に至ったものと認識しております。</p> <p>現在収蔵している、先人たちの足跡を物語る歴史的価値のある考古資料、歴史資料、民俗資料、美術品などは、約1万8000点あり、郷土博物館及び同分室、文化財資料室、民間倉庫等に分散して保存しております。また、郷土博物館内には特別収蔵庫を設置し、湿度管理を行うとともに、防犯対策及び、防火対策を講じております。</p> <p>一方、郷土博物館は浸水想定区域に立地していることから、万が一に備え、収蔵資料の水災危険保障特約に加入はしておりますが、損害を未然に防ぐためには、関係機関からの防災情報を的確に把握し、水害が予想される場合に出入口に土のうや簡易な遮蔽板などを配置して浸水を防ぐ、又は、資料等を館外の安全な場所に移動させる等の浸水対策が必要と考えております。</p>

	<p>教育委員会としては、水害からも市民の貴重な財産である文化財を守り、次世代に継承していく必要があるとの認識の下、今後における保管場所や保管方法の見直しも含め、有効な方策を多角的に検討して参ります。</p> <p>②次に、こうした課題を踏まえた郷土博物館の機能移転を想定した対応についてです。</p> <p>はじめに、議員御提案の深大寺老人憩の家機能移転後の跡地活用についてですが、当該地は土砂災害防止法における土砂災害特別警戒区域に指定されている等、活用に当たっては、課題の解決に向けた対応が必要になります。併せて、当該地においては、公民連携手法による地域資源を活用した観光振興や地域の活性化に向けた取組の調査・検討を行っていることから、この取組との整合を図る必要があります。</p> <p>次に、下布田遺跡周辺の民有地についてですが、他自治体においては史跡や文化財と隣接する場所に郷土博物館や資料館を開設する事例や、郷土博物館の敷地内に古民家などの文化財を移築・復元した事例があると認識しております。</p> <p>このような先行事例について情報収集に努めるとともに、関係部署と連携しながら課題を把握・整理する中で、その実現可能性を含め調査・研究して参ります。</p> <p>郷土博物館の機能移転につきましては、これまでの検討経過や今後の課題整理等を踏まえつつ、まずは郷土博物館機能の在り方・方向の整理に取り組む中で、機能移転による手法に限らず、庁内横断的な連携の下、公共施設マネジメントの観点も含め、施設の課題解決に向け多角的に検討して参ります。</p>
--	---

○須山 妙子 議員（公明党）

<p>質問 要旨</p>	<p>1 発達障害の児童生徒への教育支援について</p> <p>(1) 現状と課題について</p> <p>① 発達支援センターにおけるおよそ1学年の人数</p> <p>② 小学校1学年の情緒障害通級指導学級利用者数</p> <p>③ 特別支援教室数と課題</p> <p>④ 通常の学級での学びの現状と課題</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(教育長答弁)</p> <p>私からは、発達障害のある児童・生徒への教育支援について、基本的な考えをお答えいたします。</p> <p>教育委員会は、平成31年3月に、子ども一人一人を大切にする教育の実現を目指し、「すべての学校、すべての学級で推進する特別支援教育」を理念として掲げた調布市特別支援教育推進計画を策定しました。</p> <p>この推進計画を踏まえ、通常の学級における学習又は生活上の困難の改善を図ることを目的とした校内通級教室を、平成27年度から小学校全校に、また令和元年度から中学校全校にそれぞれ設置しております。校内通級教室を利用する児童・生徒は、他校へ移動することなく、それぞれの在籍校において指導を受けることが可能となりました。このことにより、利用する児童・生徒は、多くの時間を在籍学級の他の児童・生徒と共に過ごすことで、学習能力とあわせて集団適</p>

	<p>応能力の向上を図ることも期待されております。</p> <p>今後も市内全ての小・中学校において、発達障害のある児童・生徒が、他の児童・生徒と共に教育を受けられるよう配慮するとともに、個々の児童・生徒が適切な教育支援を受けられる特別支援教育の充実が一層図られるよう、調布市特別支援教育推進計画に基づいた取組を推進して参ります。</p> <p>(教育部長答弁)</p> <p>私からは、発達障害のある児童・生徒への教育支援に関する個別の内容についてお答えいたします。</p> <p>①②はじめに、児童・生徒の現状についてです。令和2年度に、調布市子ども発達センターを利用して5歳児は、発達障害に関する相談だけに限らないものの、210人でした。そして、令和3年度に市立小学校へ入学し、校内通級教室へ入級した小学校1年生は、66人です。校内通級教室の利用者数は、増加傾向にあり、ここ数年は小・中学校合わせて600人を上回る水準で推移しています。</p> <p>③次に、校内通級教室を利用する全ての児童・生徒への対応としては、担当教員の専門性の向上と在籍する通常の学級の担任教員の障害に対する理解、さらに両者の連携が求められています。そのため、引き続き、校内通級教室の担当教員のみならず、通常の学級の教員への研修等を実施し、発達障害における指導の専門性の向上に努めて参ります。また、校内通級教室の担当教員と通常の学級の担任教員の連絡調整等を行う目的で、東京都が全校に配置している校内通級教室専門員を活用し、校内通級教室の更なる円滑な運営を図って参ります。</p> <p>④次に、発達障害のある児童・生徒における通常の学級での学びの現状と課題についてです。通常の学級において特別な支援を必要とする児童・生徒に対しては、一人一人のニーズに応じた個別の教育支援計画及び個別指導計画が作成され、きめ細かな指導が行われています。また、知的障害を伴わない発達障害のある児童・生徒の大半は、通常の学級での授業におおむね参加することが可能となっています。こうしたことから、学習内容を一層理解するため、各小・中学校においては、通常の学級における指導体制や指導内容・指導方法等の教育環境における工夫や改善策について、十分に検討する必要があると考えています。</p>
<p>質問 要旨</p>	<p>(2) 重層的な支援体制の整備について</p> <p>⑤すべての小中学校に特別支援教室を設置する際の課題と方向性</p> <p>⑥自閉症・情緒障害学級を配置する際の課題と方向性</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(教育部長答弁)</p> <p>⑥最後に、自閉症・情緒障害特別支援学級を設置する際の課題と方向性についてです。知的障害を伴わない自閉症・情緒障害の児童・生徒への指導等については、「特別支援学級を設置した上で、適切な指導・支援を行うことが有効」との考えがある一方で、障害の状態に応じた指導が確立されていないことや、対象児童・生徒の入級の判定が難しいといった課題があります。</p> <p>このことを踏まえ、教育委員会は、通常の学級での学びに困難がある自閉症・情緒障害の児童・</p>

	<p>生徒への支援として、通常の学級と校内通級教室における指導の一層の充実に取り組んで参ります。そのうえで、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置については、国や東京都等の動向を踏まえつつ、調査・検討を行って参ります。</p>
--	---